

改正 平成19年12月20日 四運総会第182号

改正 令和7年7月29日 四運総会第77号

四国運輸局入札監視委員会規則を次のように定める。

平成14年 3月25日

四国運輸局長

四国運輸局入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、四国運輸局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 四国運輸局が発注した工事等(予定価格が400万円を超えない工事、予定価格が200万円を超えない建設コンサルタント業務等、予定価格が200万円を超えない役務の提供等(以下「役務」という。)、予定価格が300万円を超えない物品の買入れ及び予定価格が400万円を超えない物品の製造(以下「物品」という。)並びに国の行為を秘密にする必要のあるものを除く。)の入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 2 四国運輸局が発注した工事等のうち委員会が抽出したものに対し、一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 3 指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続きに係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、工事等の入札及び契約手続に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから四国運輸局長が委嘱する。

なお、委嘱にあたっては委嘱状を交付するものとする。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 8 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会 議)

- 第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、年2回開催する。
- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
 - 3 会議は、非公開とする。
 - 4 会議の議事の概要は、公表するものとする。

(意見具申及び勧告)

- 第5条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、四国運輸局長に対して、意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容の公表を行うものとする。

(再苦情処理)

- 第6条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を四国運輸局長に報告するとともに、これの公表を行うものとする。
 - 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の排斥)

- 第7条 委員は、第2条第2号又は3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、四国運輸局総務部会計課が処理する。

(報告の様式)

第10条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式の定めるところによる。

付 則 (平成14年3月25日 四運総会第460号)

この規則は、平成14年3月25日から施行する。

付 則 (平成19年12月20日 四運総会第182号)

この規則は、平成19年12月20日から施行する。

付 則 (令和7年7月29日 四運総会第77号)

この規則は、令和7年7月29日から施行する。ただし、令和6年度までに契約を締結したもののについて、第2条第1号の報告等を行う場合については、なお従前の例による。